

## 参 考 資 料

- 1 位置図等
- 2 ゾーン構成施設の概要、設置条例等
- 3 ゾーン構成施設の現在の組織運営の状況等



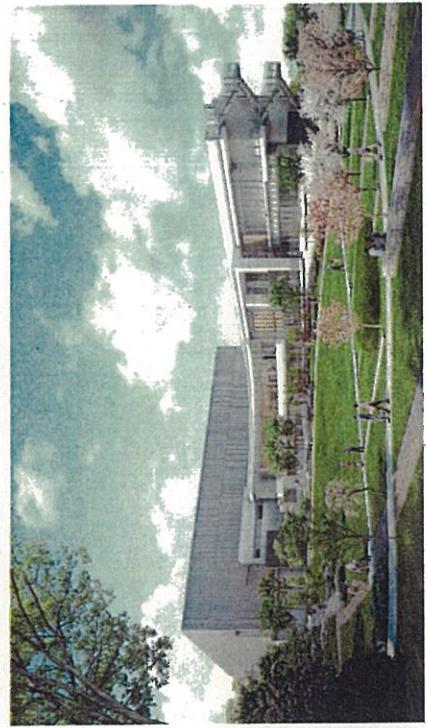
# 文化交流ゾーン

総合文化センター（現在、図書館を除き、指定管理）



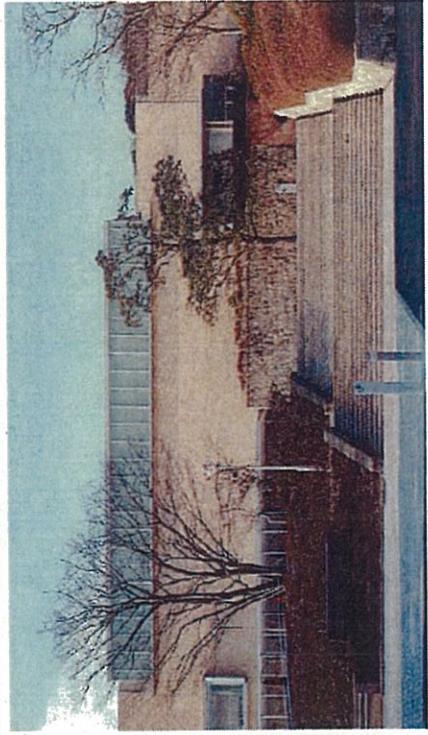
※県立美術館から徒歩約10分(約1000m)

新県立博物館（当初は直営）

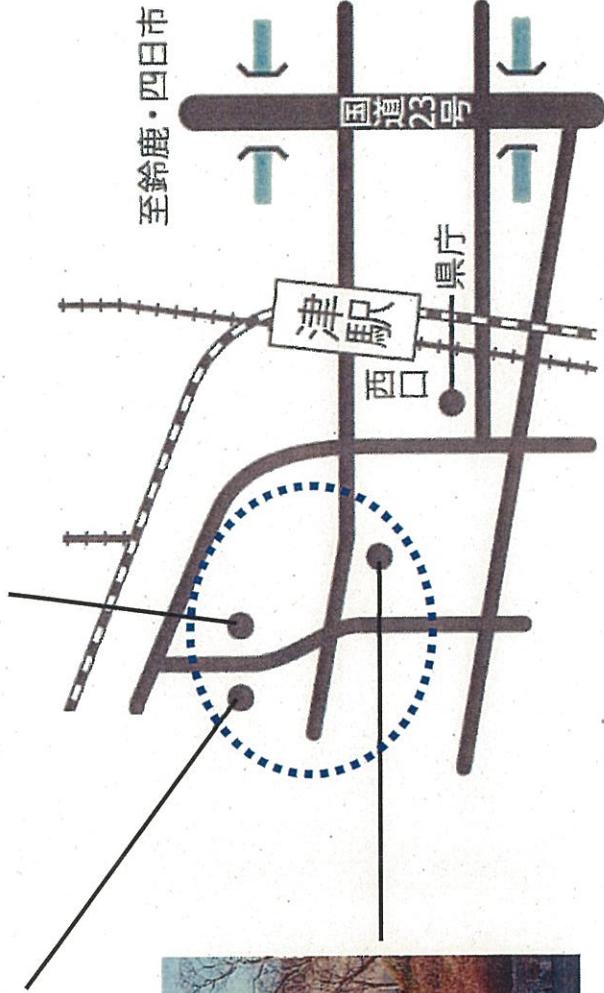


平成26年  
春開館

県立美術館（現在、直営）



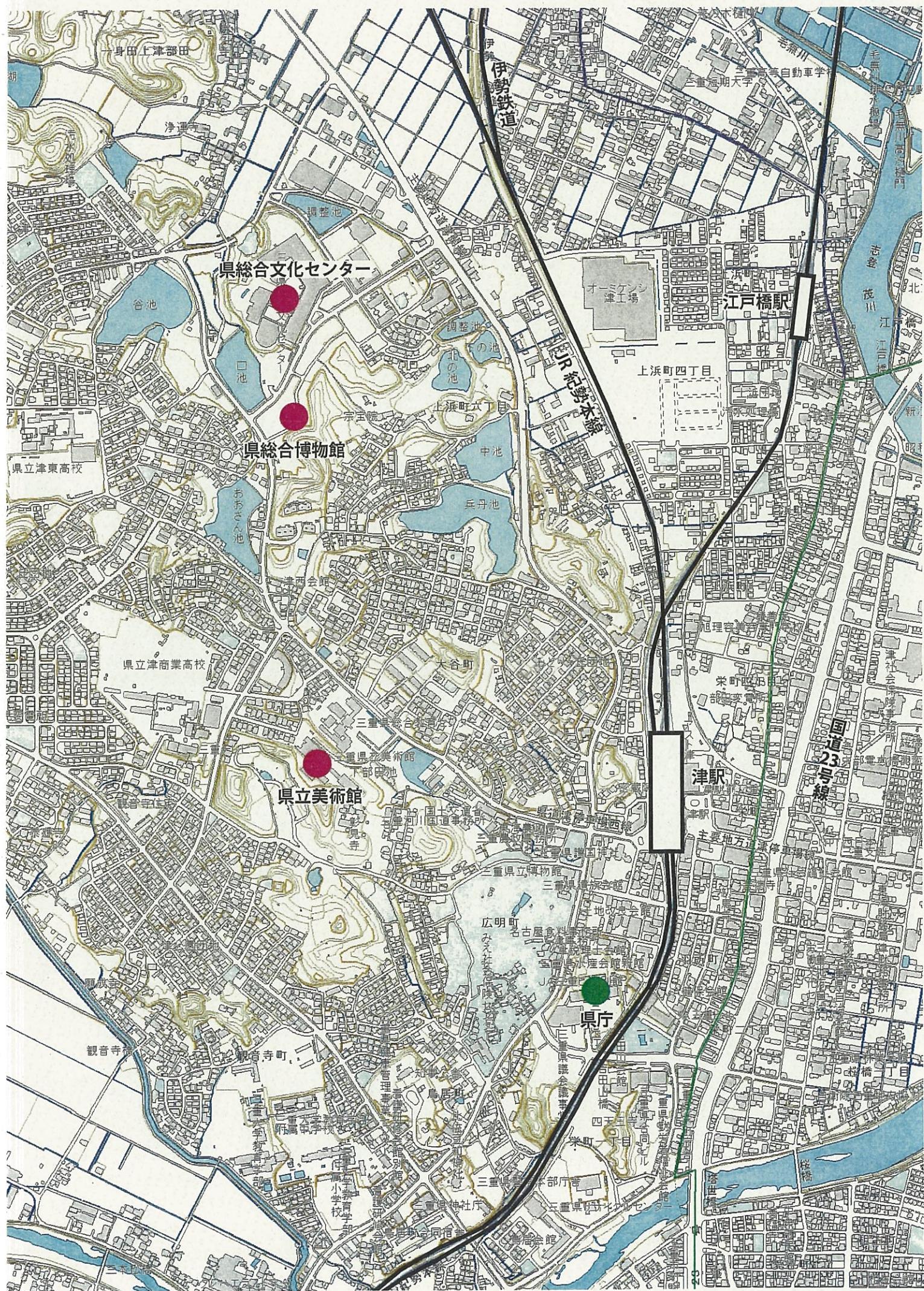
※津駅西口から徒歩約10分(約900m)



至松阪・伊勢

「文化交流ゾーン」：新県立博物館の整備を契機として、新たに魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう発展をめざす県立美術館を中心とした総合文化センター周辺地域のこと。







## 文化交流ゾーンの拠点となる施設の概要

文化交流ゾーンの拠点となる施設は、「三重県総合文化センター」、「県立美術館」及び「県立博物館」であり、それぞれの概要は次のとおりです。

### 1 三重県総合文化センター

総合文化センターは、①文化会館、②生涯学習センター、③県立図書館、④男女共同参画センター「フレンテみえ」、によって構成される複合型文化施設です。

設置年：平成6年

所在地：津市一身田上津部田（津駅西口からバスで約5分）

運営主体：指定管理者（（公財）三重県文化振興事業団）

※平成16年下半期から指定管理者制度を導入

※県立図書館は直営

敷地面積：62,224m<sup>2</sup>

延床面積：46,305 m <sup>2</sup>	文化会館	29,415 m <sup>2</sup>
	生涯学習棟	11,763 m <sup>2</sup>
	男女共同参画棟	5,127 m <sup>2</sup>

#### ① 文化会館

文化会館は、県の文化芸術の拠点施設として、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、将来の地域文化を担う人材育成をはじめ、多様な文化芸術に親しむことのできる環境づくりを行っています。

＜事業の概要＞

##### ●鑑賞型事業

オペラ、バレエ、クラシックコンサートなど芸術性の高い公演や歌舞伎、文楽など日本の伝統芸能、三重県ゆかりの芸術家による公演などを実施する。

##### ●普及型事業

気軽に楽しめるワンコインコンサートなどの公演や三重ジュニア管弦楽団育成事業・舞台創造講習会などの人材育成事業を実施するとともに、県内の文化施設や学校等に出向いて出張コンサートやワークショップなどアウトリーチ事業を実施する。

##### ●参加型事業

演劇などの分野で企画・創造型事業を実施するほか、みえ文化芸術祭（みえ県民文化祭、みえ県展、みえ音楽コンクール）を実施し、県民の文化芸術活動の発表の場を提供する。

#### ② 生涯学習センター

生涯学習センターは、県における総合的な生涯学習拠点として、県民の学習ニーズを把握しながら県民・市町・高等教育機関などと協働して事業を実施してい

ます。

<事業の概要>

●生涯学習機会提供事業

県内の高等教育機関、各種団体、ボランティアとの協働により、移動講座も含めた多様な学習機会を提供する（「アカデミックセミナー」「まなびいすとセミナー」など）。

●みえ生涯学習ネットワーク事業

生涯学習に関わる個人・団体等の交流、情報発信を行うことにより、互いに学びあい成長しあえる環境を整備し、生涯学習の振興を図る。

●生涯学習情報提供事業

生涯学習情報提供システムの適正な維持管理及び最新情報の収集・更新に努めるとともに、定期的な情報誌の発行等により多様化する学習ニーズに対応した幅広い生涯学習情報の提供を行う。

●視聴覚ライブラリー管理運営事業

視聴覚コーナーや視聴覚教材の貸し出しなど三重県視聴覚ライブラリーの適正な運営を行うとともに、視聴覚教材を活用した各種上映会を行う。

三重県総合文化センター	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	650,598	781,159	710,159	734,883	642,669
うち、文化会館	479,503	587,100	530,780	555,997	494,245
うち、生涯学習センター	59,232	66,508	61,440	62,235	60,079
うち、男女共同参画センター	111,863	127,551	118,429	116,651	118,345
施設全体稼働率（%）	75.2	79.7	78.0	79.6	81.1

③ 県立図書館

県立図書館は、生涯学習の中核的な施設として、県民の学習活動を支援しています。また、県民に役立ち、満足される蔵書の一層の充実と資料・情報の創造的な活用を図るとともに、市町立図書館などと連携し、県立・市町立図書館の蔵書を県民共有の知的財産と位置づけ、だれでも、どこからでも蔵書を利用できる環境を整備しています。

<事業の概要>

●学びの拠点活用支援事業

市町立図書館や県立学校図書館との連携を強化するとともに、三重県に関する資料や情報を積極的に収集及び提供する知識と情報の拠点として、人づくりや地域づくりのあらゆる場面で県民の活動を支援する。

●三重県図書館情報ネットワーク（MILA I）

県内図書館・図書室の蔵書がインターネット上で検索できるシステムであり、図書館間での資料の借り受け（相互貸借）にも利用されている。

●オンライン予約配達サービス（e-Booking）

県立図書館の蔵書をインターネットにより、24時間365日いつでも貸出予約申込、受取施設の指定ができるサービスを行っている。

県立図書館	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	345,187	344,264	338,632	323,132	325,867
レファレンスサービス（件）	6,107	6,563	6,763	6,337	6,524
貸出冊数（冊）	336,276	342,841	324,772	327,489	353,287

## 2 県立美術館

県立美術館は、本県の美術・文化芸術の振興拠点として、美術資料の「収集・保管・展示」という三つの基本的な活動を核とし、文化・教育関係機関等多様な主体と連携しながら、展覧会や教育普及活動を開催しています。

設置年：昭和57年（平成15年リニューアル開館）

所在地：津市大谷町（津駅西口からバスで約2分）

運営主体：三重県

敷地面積：24,403.80m<sup>2</sup>

延床面積：10,665.88m<sup>2</sup>

主な収蔵作品：ムリーリョ「アレクサンドリアの聖カタリナ」、シャガール「枝」、佐伯祐三「サンタンヌ協会」、曾我蕭白「旧永島家襖絵」（重要文化財）

23年度企画展：「堀文子展」、「藤島武二・岡田三郎助展」、「イケムラケイコ展」

24年度企画展：開館30周年記念「蕭白ショック！！ 曾我蕭白と京の画家たち」、

同「KATAGAMI Style 世界が恋した日本のデザイン」

<事業の概要>

●展覧会推進事業

県民が気軽に美術館を訪れ、国内外の多彩な美術作品を鑑賞できる企画展覧会を開催するとともに収集所蔵作品による常設展を開催する。

●研究活動推進事業

美術館活動と関連した調査研究を継続的に実施し、その成果を展覧会の企画に繋げるとともに、展覧会図録や新聞・美術雑誌・講演等での発表、その他関係機関への助言・指導等の形で公表する。

●教育活動推進事業

来館者対象活動として、美術講演会やギャラリートーク、ワークショップ等

の参加体験型教育活動を行うとともに、県内外での広報活動を行う。

県立美術館	H20	H21	H22	H23	H24
入館者数（人）	157,029	159,863	121,582	124,767	174,994
収蔵品保有数（寄託除く）	4,815	4,873	4,882	4,997	5,062

### 3 県立博物館

県立博物館は、昭和 28 年 6 月、偕楽公園（津市）内に開館した東海地方初の総合博物館（自然・歴史）であり、展示・教育普及・調査活動を通し、本県の自然と歴史・文化に対する関心を深めるとともに、県民の生活向上と文化の発展に努めてきました。（建物の老朽化問題などのため、平成 19 年 10 月から展示室を閉鎖中）

現在、津市一身田上津部田地内（三重県総合文化センター隣接地）に平成 26 年春の開館に向けて、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を活動理念とする新県立博物館の整備を進めています。

[現在の県立博物館]

所在地：津市広明町

敷地面積：3,520.65 m<sup>2</sup> 及び 60.5 m<sup>2</sup>（借地）

延床面積：本館 660.48 m<sup>2</sup>、付属建物 395.29 m<sup>2</sup>、収蔵庫・事務室（旧図書館）  
2,120.42 m<sup>2</sup>

[新県立博物館]

所在地：津市一身田上津部田（三重県総合文化センター隣接地）

敷地面積：37,793 m<sup>2</sup>

延床面積：10,779 m<sup>2</sup>（外部通路等を除く）

収蔵資料総数：281,339 点（H21.3 現在）

（自然関係：260,771 点、人文関係：20,628 点）

主な収蔵資料

<地学の部>トバリュウ（鳥羽市産恐竜）化石、ミエゾウ・アケボノゾウ化石

<動物の部>日本カモシカセンター寄贈資料、大川氏昆虫コレクション

<植物の部>山内氏 さく葉標本コレクション、オニバス（樹脂封入標本：桑名市多度町産）

<考古資料の部>鳥井古墳出土押出仏（県指定有形文化財）

<美術工芸の部>絹本着色羅漢図（県指定有形文化財）、浮世絵 駿河町吳服屋図  
歌川豊春、浮世絵 保永堂版東海道五十三次の内 庄野

<歴史資料の部>紙本墨書き文書（県指定有形文化財）、北条義時書状

<民俗資料の部>生産成業 伊勢型紙、伊勢型紙浴衣・手ぬぐい図案

平成六年三月二十九日  
三重県条例第五号

改正 平成 六年一二月二二日三重県条例第五二号	平成 八年	三月二七日三重県条例第二〇号
平成 九年 三月二五日三重県条例第四三号	平成一一年	三月一九日三重県条例第八号
平成一二年 三月二四日三重県条例第三〇号	平成一三年	三月二七日三重県条例第三五号
平成一四年 三月二六日三重県条例第三四号	平成一六年	三月二三日三重県条例第三四号
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号	平成一八年	六月三〇日三重県条例第六六号
平成一九年 三月二〇日三重県条例第三号	平成一九年	七月 四日三重県条例第五二号
平成二二年 三月二九日三重県条例第一二号	平成二五年	三月二九日三重県条例第五三号

三重県総合文化センター条例をここに公布する。

三重県総合文化センター条例

(設置)

第一条 県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与するため、三重県総合文化センターを津市に設置する。

2 三重県総合文化センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- 一 三重県文化会館
- 二 三重県生涯学習センター
- 三 三重県男女共同参画センター
- 四 三重県立図書館

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号〕

(事業)

第二条 三重県総合文化センターで行う事業は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成一六年条例三四号〕

(指定管理者による管理)

第三条 三重県立図書館を除く三重県総合文化センター（以下「センター」という。）の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって、知事及び教育委員会（以下「知事等」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

2 議会の議員、知事、副知事並びに法第百八十一条の五第一項及び第二項に規定する委員会の委員又は委員は、主としてセンターの管理を行う指定管理者の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この項において「役員等」という。）たることができる。ただし、議会の議員以外の者が、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している指定管理者の役員等になる場合は、この限りでない。

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号・一九年三号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 別表第一に規定する事業のうち三重県立図書館に係るものを除く事業の実施に関する業務
- 二 センターの施設及び設備並びに備品（以下「センターの施設等」という。）の利用の許可等に関する業務
- 三 第十八条第一項に規定する利用料金の收受等に関する業務
- 四 センターの施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 五 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事又は教育委員会のみの権限に属するものを除く業務

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(指定管理者の指定の申請)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、知事等が別に定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

- 一 センターの事業計画書

## 二 前号に掲げるもののほか、知事等が特に必要なものとして別に定める書類

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

### (指定管理者の指定)

第六条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 一 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
  - 二 事業計画の内容が、センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
  - 三 事業計画の内容が、センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
  - 四 事業計画の内容が、センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
  - 五 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- 2 知事等は、前項の規定により審査した結果、センターを最も効果的に管理することができると認めたものを、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

### (選定委員会)

第六条の二 知事等は、前条第一項の審査を適正に行うため、知事等の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、知事等の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
- 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
  - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
  - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事等がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成一九年条例五二号〕

### (指定等の告示)

第七条 知事等は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- 一 第六条第二項の規定により指定管理者を指定したとき。
  - 二 法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 2 知事は、第十八条第二項の規定により利用料金を承認したときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号〕

### (協定の締結)

第八条 知事等は、指定管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- 一 センターの管理に関する事項
- 二 次条に規定する事業報告書に関する事項
- 三 法第二百四十四条の二第十一項に規定する指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- 四 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- 五 県が支払うべき管理費用に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

追加〔平成一八年条例六六号〕

### (事業報告書の作成及び提出)

第九条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して二月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- 一 センターの管理の業務の実施状況及び利用状況
  - 二 第十七条第一項に規定する利用料金の収入の実績
  - 三 センターの管理の業務に係る経費の收支状況
  - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の業務の実態を把握するために必要な事項
- 追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕  
(業務状況の聴取等)

第十条 知事又は教育委員会は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務又は経理の状況に関し毎年度一回又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕  
(知事等による管理)

第十一条 知事等は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- 2 前項の規定により知事等が管理の業務を行うときは、知事は、別表第三に掲げる金額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収するものとする。
- 3 第十九条から第二十一条まで及び別表第三の規定は、前項の規定による使用料の徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十九条から第二十一条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(開館時間等)

第十二条 センターの開館時間は、午前九時から午後七時までとする。

- 2 センターの施設等の利用時間は、別表第二のとおりとする。
- 3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、開館時間及び利用時間を変更することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕  
(休館日)

第十三条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事又は教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕  
(利用の許可)

第十四条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。
  - 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - 二 センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第十七条第一項第四号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

- 3 指定管理者は、センターの施設等の管理上必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付けることができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕  
(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第十五条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

（利用者等に対する指示）

第十六条 指定管理者は、センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第二十三条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

（利用の制限等）

第十七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- 一 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
  - 二 利用者がこの条例又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - 三 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
  - 四 暴力団の利益になると認められるとき。
  - 五 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
  - 六 公益上必要があると認められるとき。
  - 七 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。
- 2 利用者は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の収入）

第十八条 指定管理者は、センターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自己の収入として收受するものとする。

2 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の納入）

第十九条 利用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認める場合は、この限りでない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の減免）

第二十条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成一六年条例三四号、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（利用料金の返還）

第二十一条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰さない事由によりセンターの施設等を利用できないとき、又は指定管理者が指定する日までに利用の申込を取り消したときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

（原状回復義務）

第二十二条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事又は教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

（損害賠償義務）

第二十三条 指定管理者又は利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一八年条例六六号〕

(秘密保持義務)

第二十四条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、センターの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

追加〔平成一八年条例六六号〕

(手数料)

第二十五条 三重県立図書館において、マイクロフィルム複写を必要とする者は、一枚につき五十円の手数料を納めなければならない。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(他の条例との関係)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一六年条例三四号・一八年六六号〕

別表第一（第二条関係）

施設	事業
三重県文化会館	<p>一 音楽、舞踊、演劇等の舞台芸術の振興に必要な事業を行うこと。</p> <p>二 ホール、ギャラリー等を利用に供すること。</p> <p>三 その他文化芸術の振興に関する事業を行うこと。</p>
三重県生涯学習センター	<p>一 生涯学習に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。</p> <p>二 生涯学習に関する調査研究、指導者の研修、講座の開設等を行うこと。</p> <p>三 視聴覚教育に関する機器及び教材を整備し、利用に供すること。</p> <p>四 研修室、視聴覚室等を利用に供すること。</p> <p>五 その他生涯学習の振興に関する事業を行うこと。</p>
三重県男女共同参画センター	<p>一 男女共同参画に関する情報を収集し、及び提供し、並びに相談に応ずること。</p> <p>二 男女共同参画に関する学習、研修等を行うこと。</p> <p>三 男女共同参画に関する調査研究を行うこと。</p> <p>四 セミナー室、多目的ホール等を利用に供すること。</p> <p>五 その他男女共同参画の促進を図るために必要な事業を行うこと。</p>
三重県立図書館	<p>一 図書、記録その他必要な資料及び情報を収集し、整理し、及び保存して、一般の利用に供すること。</p> <p>二 市町立図書館等に対し、図書館運営等に係る援助を行うこと。</p> <p>三 市町立図書館等との間にネットワークを構築し、資料及び情報の提供等を行うこと。</p> <p>四 図書館サービスに関する調査研究を行うこと。</p> <p>五 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。</p>
センター共通部分	飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること。

一部改正〔平成一三年条例三五号・一六年三四号・一七年六七号・一八年六六号〕

別表第二（第十二条関係）

施設	区分	利用時間
三重県文化会館	ホール リハーサル室 ワークショ ップ 楽屋	午前九時から午後十時まで
	ギャラリー レセプションルーム 会議室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後七時まで
三重県生涯学習セ ンター	視聴覚室 研修室	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで
三重県男女共同参 画センター	多目的ホール 特別会議室 セミナ ー室 セッションルーム 生活工房 和室 茶室 フィットネスルーム	午前九時から午後九時まで
	その他の場所	午前九時から午後五時まで

全部改正〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号・二五年五三号〕

別表第三（第十一條、第十八条関係）

## 一 三重県文化会館のホール、リハーサル室、ワークショップ及び楽屋

区分			金額(円)		
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後十時まで
平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	七三、三九〇	一一〇、〇八〇	一四六、七九〇
		一部使用(客席のうち一階部分のみを使用することをいう。以下同じ。)のとき	四五、八六〇	六八、四九〇	九一、七四〇
		その他のとき	四八、九二〇	七三、三九〇	九七、八六〇
	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	一部使用のとき	三〇、五七〇	四五、八六〇	六一、一六〇
		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	九七、八六〇	一四六、七九〇	一九五、七二〇
		一部使用のとき	六一、一六〇	九一、七四〇	一二二、三二〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合	その他のとき	七三、三九〇	一一〇、〇八〇	一四六、七九〇
		一部使用のとき	四五、八六〇	六八、四九〇	九一、七四〇
		一部使用のとき	一二二、三二〇	一八三、四九〇	二四四、六五〇
大ホール	入場料の額が五千一円以上の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	七五、八四〇	一一三、七六〇	一五一、六八〇
		一部使用のとき	一四六、七九〇	二二〇、一八〇	二九三、五九〇
		一部使用のとき	九一、七四〇	一三七、六一〇	一八三、四九〇
	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	九一、七四〇	一三七、六一〇	一八三、四九〇
		一部使用のとき	五六、八八〇	八五、〇〇〇	一一三、七六〇
		その他のとき	六一、一六〇	九一、七四〇	一二二、三二〇
	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	一部使用のとき	三七、九二〇	五六、八八〇	七五、八四〇
		営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一二二、三二〇	一八三、四九〇	二四四、六五〇
		一部使用のとき	七五、八四〇	一一三、七六〇	一五一、六八〇
土曜日、日曜日及び休日	入場料の額が五千一円以上の場合	その他のとき	九一、七四〇	一三七、六一〇	一八三、四九〇
		一部使用のとき	五六、八八〇	八五、〇〇〇	一一三、七六〇
		一部使用のとき	一五二、九〇〇	二二九、三六〇	三〇五、八二〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	九四、八〇〇	一四一、九〇〇	一八九、六〇〇
		一部使用のとき	一八三、四九〇	二七五、二三〇	三六六、九八〇
		一部使用のとき	一一三、七六〇	一七〇、六四〇	二二七、五三〇
	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	三六、六九〇	五五、〇四〇	七三、三九〇
		その他のとき	二四、四五〇	三六、六九〇	四八、九二〇

	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	四八、九二〇	七三、三九〇	九七、八六〇
		その他のとき	三六、六九〇	五五、〇四〇	七三、三九〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		六一、一六〇	九一、七四〇	一二二、三二〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		七三、三九〇	一一〇、〇八〇	一四六、七九〇
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	四五、八六〇	六九、七二〇	九一、七四〇
		その他のとき	三〇、五七〇	四六、四七〇	六一、一六〇
	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	六一、一六〇	九二、九六〇	一二二、三二〇
		その他のとき	四五、八六〇	六九、七二〇	九一、七四〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		七六、四五〇	一一六、二〇〇	一五二、九〇〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		九一、七四〇	一三九、四五〇	一八三、四九〇
平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、〇〇〇	一六、五一〇	二二、〇〇〇
		その他のとき	七、三三〇	一一、〇〇〇	一四、六七〇
	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一四、六七〇	二二、〇〇〇	二九、三五〇
		その他のとき	一一、〇〇〇	一六、五一〇	二二、〇〇〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一八、三四〇	二七、五一〇	三六、六九〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		二二、〇〇〇	三三、〇二〇	四四、〇二〇
小ホール	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一二、八四〇	二〇、一八〇	二七、五一〇
		その他のとき	八、五五〇	一三、四五〇	一八、三四〇
	入場料の額が千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、一二〇	二六、九〇〇	三六、六九〇
		その他のとき	一二、八四〇	二〇、一八〇	二七、五一〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		二一、三九〇	三三、六三〇	四五、八六〇
	入場料の額が五千一円以上の場合		二五、六八〇	四〇、三六〇	五五、〇四〇
第一リハーサル室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		九、七八〇	一四、六七〇	一九、五七〇
	その他の場合		四、八八〇	七、三三〇	九、七八〇
	営利又は宣伝を目的とする催物の場合		一二、二二〇	一八、三四〇	二四、四五〇
	その他の場合		六、一〇〇	九、一六〇	一二、二二〇

曜日及び休日				
平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	七、三三〇	一一、〇〇〇	一四、六七〇
	その他の場合	三、六六〇	五、四九〇	七、三三〇
第二曜日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八、五五〇	一三、四五〇	一八、三四〇
リハーサル室	その他の場合	四、二七〇	六、七二〇	九、一六〇
	ワークショップ	二、三二〇	三、四八〇	四、六四〇
	楽屋一及び楽屋二	二、四三〇	三、六六〇	四、八八〇
	楽屋三から楽屋八まで	八五〇	一、二一〇	一、七〇〇
	楽屋九	二、〇七〇	三、〇四〇	四、一五〇
	楽屋十	一、四六〇	二、一九〇	二、九二〇
	楽屋十一	八五〇	一、二一〇	一、七〇〇
	楽屋十二及び楽屋十三	二、四三〇	三、六六〇	四、八八〇
	楽屋十四から楽屋十八まで	八五〇	一、二一〇	一、七〇〇
	楽屋十九	四八〇	七三〇	九七〇
	楽屋二十	一、五八〇	二、四三〇	三、一八〇
	楽屋二十一及び楽屋二十二	八五〇	一、二一〇	一、七〇〇
	楽屋二十三	五八〇	八七〇	一、一七〇
	楽屋二十四	六八〇	一、〇二〇	一、三六〇

#### 備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後十時まで又は午後一時から午後十時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 大ホール、中ホール又は小ホールにおいて、空調設備を利用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、大ホール、中ホール又は小ホールにおいて午前九時以前又は午後十時以降に利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二 三重県文化会館のギャラリー、レセプションルーム及び会議室

区分			金額(円)		
			午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
第一 ギャ ラリ ー	平日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五一、三七〇	六六、〇四〇
			その他の場合	一七、一二〇	二二、〇〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	二分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	二五、六八〇	三三、〇二〇
			その他の場合	八、五五〇	一一、〇〇〇
	土曜日、日曜日及び休日	全部使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六二、三八〇	七八、九〇〇
			その他の場合	二〇、七九〇	二六、二九〇
第二 ギャ ラリ ー	平日	二分の一使用	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三一、一八〇	四〇、三六〇
			その他の場合	一〇、三九〇	一三、四五〇
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	三六、六九〇	四五、八六〇	四五、八六〇
			その他の場合	一二、二二〇	一五、二八〇
レセ プシ ョン ルー ム	平日	その他の場合	四四、〇二〇	五五、〇四〇	五五、〇四〇
			その他の場合	一四、六七〇	一八、三四〇
	土曜日、日曜日及び休日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六八、四九〇	八八、〇六〇	八八、〇六〇
			その他の場合	三四、二四〇	四四、〇二〇
大会 議室	平日	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	八〇、七三〇	一〇六、四一〇	一〇六、四一〇
			その他の場合	四〇、三六〇	五三、二〇〇
	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	二九、三五〇	三四、二四〇	三四、二四〇
			その他の場合	一四、六七〇	一七、一二〇
中会 議室	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	九、二八〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
			その他の場合	四、六四〇	五、四九〇
小会 議室	その他の場合	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、三七〇	五、八六〇	五、八六〇
			その他の場合	二、六八〇	二、九二〇

備考

- 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時

間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

### 三 三重県生涯学習センター

区分		金額（円）		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
視聴覚室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一六、一四〇	一八、八二〇	一八、八二〇
	その他の場合	八、〇六〇	九、四〇〇	九、四〇〇
大研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一三、二〇〇	一五、四〇〇	一五、四〇〇
	その他の場合	六、六〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇
中研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	六、八四〇	七、八二〇	七、八二〇
	その他の場合	三、四二〇	三、九一〇	三、九一〇
四階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、三九〇	五、三七〇	五、三七〇
	その他の場合	二、一九〇	二、六八〇	二、六八〇
二階小研修室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、三九〇	五、三七〇	五、三七〇
	その他の場合	二、一九〇	二、六八〇	二、六八〇

#### 備考

一 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。

二 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

### 四 三重県男女共同参画センター

区分		金額（円）		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午後六時から午後九時まで
多目的ホール 平日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一一、〇〇〇	一六、五一〇
		その他のとき	七、三三〇	一一、〇〇〇
	入場料の額が一千円以上三千円以下の場合	営利又は宣伝を目的とする催物のとき	一四、六七〇	二二、〇〇〇
		その他のとき	一一、〇〇〇	一六、五一〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合		一八、三四〇	二七、五一〇

	入場料の額が五千一円以上の場合	二二、〇〇〇	三三、〇二〇	三三、〇二〇
土曜日、日曜日及び休日	入場料を徴収しない場合及び入場料の額が千円以下の場合	當利又は宣伝を目的とする催物のとき その他のとき	一二、八四〇 八、五五〇	二〇、一八〇 一三、四五〇
	入場料の額が千一円以上三千円以下の場合	當利又は宣伝を目的とする催物のとき	一七、一二〇	二六、九〇〇
		その他のとき	一二、八四〇	二〇、一八〇
	入場料の額が三千一円以上五千円以下の場合	當利又は宣伝を目的とする催物のとき	二一、三九〇	三三、六三〇
		その他のとき	二五、六八〇	四〇、三六〇
	入場料の額が五千一円以上の場合			四〇、三六〇
特別会議室	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、七六〇	一三、二〇〇	一三、二〇〇
	その他の場合	五、三七〇	六、六〇〇	六、六〇〇
セミナー室A	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、五一〇	一二、四六〇	一二、四六〇
	その他の場合	五、二五〇	六、二二〇	六、二二〇
セミナー室B	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、八八〇	五、六一〇	五、六一〇
	その他の場合	二、四三〇	二、八〇〇	二、八〇〇
セミナー室C	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	一〇、五一〇	一二、四六〇	一二、四六〇
	その他の場合	五、二五〇	六、二二〇	六、二二〇
セッションルーム	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	一、〇二〇	一、一七〇	一、一七〇
	その他の場合	五一〇	五九〇	五九〇
生活工房	全部使用	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	一二、九六〇	一四、九一〇
		その他の場合	六、四八〇	七、四五〇
	三分の二使用	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	八、七九〇	一〇、二七〇
		その他の場合	四、三九〇	五、一三〇
和室	三分の一使用	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、三九〇	五、一三〇
		その他の場合	二、一九〇	二、五六〇
	當利又は宣伝を目的とする催物の場合	四、一五〇	四、八八〇	四、八八〇
		その他の場合	二、〇七〇	二、四三〇
				二、四三〇

茶室	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	一五、九〇〇	一八、三四〇	一八、三四〇
	その他の場合	七、九四〇	九、一六〇	九、一六〇
フィットネスルーム	営利又は宣伝を目的とする催物の場合	五、六一〇	六、三六〇	六、三六〇
	その他の場合	二、八〇〇	三、一八〇	三、一八〇

備考

- 一 入場料とは入場料以外に会費等これに類するものを含み、入場料の額とは入場料のうち一人当たりの最高額をいう。
- 二 午前九時から午後五時まで、午前九時から午後九時まで又は午後一時から午後九時までの時間の金額は、それぞれ単位となっている利用時間の金額を合算した額とする。
- 三 多目的ホールにおいて、空調設備を使用する場合の金額は、別に定める。
- 四 単位となっている利用時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間三十分（三十分未満のときは、三十分とする。）当たり直前（直前がない場合にあっては直後）の単位となっている利用時間の三十分当たりの額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 五 練習又は準備のために多目的ホールを利用する場合の金額は、この表に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所

区分	一年間の金額（円）
レストラン（事務室及びロッカーを含む。）	三、六五三、二四〇
その他の場所（一平方メートル当たり）	三八、五〇〇

備考

- 一 その他の場所については、利用する面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。
- 二 金額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を認める場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三八、五〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）
- 七 センターの附属設備及び備品 一点又は一式につき 四五、〇〇〇円  
追加〔平成一六年条例三四号〕、一部改正〔平成一九年条例五二号・二二年一二号・二五年五三号〕



昭和五十七年三月二十九日  
三重県条例第一号

改正 平成 元年 三月二九日三重県条例第二〇号 平成 四年 三月二七日三重県条例第二一号  
平成 六年一二月二二日三重県条例第五二号 平成 九年 三月二五日三重県条例第三八号  
平成一一年 三月一九日三重県条例第八号 平成一一年一二月二四日三重県条例第六五号  
平成一五年 三月一七日三重県条例第二五号 平成二四年 三月二七日三重県条例第三七号  
三重県立美術館条例をここに公布する。

三重県立美術館条例

(設置)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県立美術館（以下「美術館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 美術館においては、次の事業を行う。

- 一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を行うこと。
- 三 美術館の施設又は設備（以下「施設等」という。）を美術に関する展覧会等のために使用させること。
- 四 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

(休館日)

第三条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 休日の翌日（この日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）
- 三 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日まで

(開館時間等)

第四条 美術館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、入館時間は、午後四時三十分までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する開館時間及び入館時間を変更することができる。

(指示)

第五条 館長は、美術館の施設及び美術資料の保全、館内の秩序の維持その他管理上必要があると認めるときは、入館者又は使用者（第九条の使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(入館の制限)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいていき等他人に迷惑となる行為をするおそれのある者
- 二 美術資料、施設等を損傷するおそれのある者

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(観覧の手続)

第七条 美術館において美術資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧手続をしなければならない。

(模写等の許可)

第八条 美術館に展示し、又は保管している美術資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の使用の許可)

第九条 第二条第三号の規定により施設等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、前条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗をみだすおそれのあるとき。
  - 二 美術館の施設等を損傷するおそれのあるとき。
  - 三 美術館の事業の実施に支障をきたすおそれのあるとき。
- 2 教育委員会は、前二条の許可に美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(許可の取消し等)

第十二条 教育委員会は、第八条又は第九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して、模写等をし、又は使用したとき（第八条又は第九条の許可を受けた者以外の者に模写等をさせたとき、又は使用をさせたときを含む。）。
- 三 前条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。
- 四 この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかつたとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。

一部改正〔平成一一年条例八号〕

(観覧料)

第十三条 美術館において、美術資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成一五年条例二五号〕

(使用料)

第十四条 使用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(罰則)

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかつた者
- 二 第六条の入館の拒否又は退館命令に従わなかつた者
- 三 第七条の規定による手続をしないで観覧をした者
- 四 第八条の許可を受けないで模写等をした者
- 五 第九条の許可を受けないで施設等を使用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者

一部改正〔平成六年条例五二号・一一年八号〕

(他の条例との関係)

第十六条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(美術館協議会)

第十七条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、美術館に三重県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(組織)

第十七条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者

四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

追加〔平成一一年条例六五号〕、一部改正〔平成二四年条例三七号〕

(会長及び副会長)

第十八条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(会議)

第十九条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成一一年条例六五号〕

(委任)

第二十条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成一一年条例六五号〕

別表第一（第十二条関係）

区分	観覧料		
	常設展		企画展
	個人	団体（二十人以上）	
小学生、中学生及びこれらに準ずる者	—	—	展示を行うのに要する費用を勘案して、その都度知事が定める額
高校生、大学生及びこれらに準ずる者	二〇〇円	一六〇円	
一般	三〇〇円	二四〇円	

一部改正〔平成四年条例二一号・一五年二五号〕

別表第二（第十三条関係）

施設名	使用区分	使用料		
		午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
県民ギャラリー	全部使用（四三〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、四五〇円	一二、六〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、一七〇円	一八、九〇〇円
	部分使用（二五三平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	六、八二〇円	八、九二〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一〇、二三〇円	一三、三八〇円
講堂	部分使用（一七七平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	四、七二〇円	六、三〇〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	七、〇八〇円	九、四五〇円
	全部使用（二四〇平方メートル）	観覧料又は入場料を徴収しない場合	九、九七〇円	一三、一二〇円
		観覧料又は入場料を徴収する場合	一四、九六〇円	一九、六八〇円

全部改正〔平成一五年条例二五号〕

三重県総合博物館条例案

右 提 出 す る。

平成二十五年六月四日

三重県知事 鈴木英敬

三重県総合博物館条例

(設置)

第一条 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館（以下「博物館」という。）を津市に設置する。

(事業)

第二条 博物館においては、次の事業を行う。

- 一 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。
- 二 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての調査研究を行うこと。
- 三 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。
- 四 公文書館法（昭和六十二年法律第二百五号）の趣旨にのつとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業を行うこと。

(休館日)

第三条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- 一 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に定める休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

(開館時間等)

第四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。

- 2 博物館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。

## (指示)

第五条 館長は、博物館資料又は施設等の保全、館内の秩序維持その他博物館の管理上必要があると認めるときは、展示された博物館資料の観覧者（第七条の手続をした者をいう。以下「観覧者」という。）、博物館資料の利用者（第八条の許可を受けた者をいう。第十二条及び第十三条において同じ。）、施設等の利用者（第九条の許可を受けた者をいう。第十二条及び第十三条において同じ。）その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

## (入館の制限)

第六条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- 一 めいていき等他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれのある者
- 三 前二号に掲げる者のか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかつた者

## (観覧の手続)

第七条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、教育委員会規則の定めるところにより、観覧の手続をしなければならない。

## (博物館資料の閲覧等の許可)

第八条 博物館資料の閲覧、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

## (施設等の利用の許可)

第九条 施設等を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならぬ。

## (許可の条件等)

第十条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、前一条の許可を与えないものとする。

- 一 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 博物館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。次条第三号において同じ。）の利益になると認められるとき。
- 四 博物館の事業の実施に支障を来すおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館資料に個人に関する情報その他の教育委員会規則で定める情報が記録されている場合には、第八条の許可を与えないことができる。

3 教育委員会は、前一条の許可に博物館の管理上必要な条件を付けることができる。

## (許可の取消)

第十二条 教育委員会は、博物館資料の利用者又は施設等の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条若しくは第九条の許可を取り消し、又は博物館資料の閲覧、撮影等若しくは施設等の利用を中止させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 二 許可を受けた目的に反して博物館資料の閲覧、撮影等を行い、又は施設等を利用し

たとき。

三 暴力団の利益になると認められるとき。

四 前条第三項の規定により付けられた条件に違反したとき。

五 前各号に掲げるもののほか、この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は第五条の指示に従わなかつたとき。

(観覧料)

第十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の観覧料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、第八条又は第九条の許可の際に納付しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第十四条 博物館法第二十条第一項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第十五条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

一 学校教育及び社会教育の関係者

二 家庭教育の向上に資する活動を行う者

三 学識経験のある者

四 前二号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第一項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第十六条 協議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第十七条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

(罰則)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の指示に従わなかつた者
- 二 第六条の規定による入館の拒否又は退館の命令に従わなかつた者
- 三 第七条の手続をしないで入館し、展示された博物館資料を観賞した者
- 四 第八条の許可を受けないで博物館資料の閲覧、撮影等を行つた者
- 五 第九条の許可を受けないで施設等を利用した者
- 六 第十一条の規定による許可の取消し又は中止処分に従わなかつた者

(他の条例との関係)

第十九条 この条例に定めるものほか、三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第二十条 この条例に定めるものほか、博物館の管理に關し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年五月十八日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 (三重県立博物館条例の廃止) 三重県立博物館条例（昭和三十九年三重県条例第四十九号）は、廃止する。
- 3 (準備行為) この条例の施行に關し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第一 (第四条関係)

区分				利 用 時 間	
基本展示室 企画展示室 交流展示室				午前九時から午後五時まで	
交流活動室 こども体験展示室 実習室 資料閲覧室 三重の実物図鑑 レクチャールーム レファレンスカウンター				午前九時から午後七時まで	

別表第二 (第十二条関係)

区分	個人	団体	観 覧 料		
			基本展示	企画展示及び特 別企画展示	年間パスボーナ ト券による観 覧
小学生、中学生、高校生 及びこれらに準ずる者	一 三〇〇円	一 二四〇円	展示等を行うのに要する費用を 勘案してその都 度知事が定める額	一 〇〇〇円	一 六〇〇円
一般 大学生及びこれに準ずる者	五〇〇円 四〇〇円	四〇〇円			

## 備考

- 一 基本展示の団体の欄に掲げる額は、観覧者が二十人以上の団体を構成している場合の当該構成員（団体の引率者を含む。）一人当たりの観覧料をいう。
- 二 特別企画展示とは、教育委員会が定める特別な企画による展示をいう。
- 三 年間バスポート券とは、交付を受けた日から起算して一年を経過する日までの間ににおいて、基本展示及び企画展示を観覧することができる券をいう。

別表第二（第十三条関係）

区分	使用料
博物館資料	一回につき、一点五、〇〇〇円以下の範囲内において知事が定める額
交流展示室	一時間につき一、八九〇円
レクチャールーム	一時間につき一、六八〇円

備考 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数は一時間とする。

## 提案理由

三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献するため、博物館法第十八条の規定に基づき、三重県総合博物館の設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

